

国に対する要望

令和3年6月

仙 台 市

仙台市政の推進につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本市においては、新型コロナウイルスの感染拡大以降、感染拡大防止や雇用の維持、市内事業者の事業継続支援等の市民の生活を守る取組みに全庁を挙げて取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として感染拡大防止には予断を許さない状況が続いているうえ、感染症の影響が1年以上の長期にわたる中、本市事業者は大きな打撃を受けております。多くの市民が大きな苦難の前に立たされている中、市民の命と生活を守るため、今後も感染拡大防止や雇用の維持、事業の継続等に尽力してまいります。

また、東日本大震災から10年あまりが経過し、この間、国においては、未曾有の大災害からの復旧と復興に向け、数次の予算措置や関連法の制定など、格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

本市では、今後も、被災された方々お一人おひとりの生活の再生はもとより、津波で被災した東部沿岸地域における新たな魅力や投資・雇用の創出、震災の経験と教訓を生かしたまちづくり、世界の防災文化への貢献など、「よりよい復興」に全力を注いでまいります。

一方で、全国的な人口減少や少子高齢化は確実に進行し、とりわけ東北におきましては深刻な状況となっております。子育て支援や教育環境の充実など、未来を担う子どもたちを取り巻く環境づくりを進めるほか、アフターコロナを見据えた経済成長に向けた取り組みなど、東北の中核都市として東北を牽引する役割を果たしてまいる所存ですが、本市の努力だけでは解決できない課題も数多くあり、国によるなお一層の強力な支援が必要でございます。

このような状況から取りまとめました本要望事項につき、何卒、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和3年6月

仙台市長 郡 和子

目 次

(新規要望項目：◎、一部新規要望項目：○)

I 新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援

- 1 ○感染拡大防止策と医療提供体制の整備等 1
(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)
- 2 雇用の維持と事業の継続 3
(内閣府、経済産業省、国土交通省)
- 3 ○地域の実情に応じた財政支援と権限移譲 5
(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省)

II アフターコロナを見据えた経済成長に向けた支援

- 1 ○仙台・東北の持続的な経済成長 7
(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)
- 2 ○社会情勢の変化を踏まえた交流人口拡大 9
(内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省)

III デジタル社会の実現に向けた支援

- 1 ○まちのデジタル化に向けた支援 1 1
(内閣府、総務省、文部科学省)
- 2 ◎行政のデジタル化に向けた支援 1 2
(内閣官房、総務省)

IV 防災環境都市づくりに向けた支援

- 1 防災文化の発信と継承 1 4
(内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省)
- 2 ○災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援 1 6
(内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、国土交通省)
- 3 杜の都の豊かな環境の保全 1 9
(経済産業省、環境省)

V 教育・子育て環境の充実に向けた支援

- | | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | ○教育環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 1 |
| | (文部科学省) | |
| 2 | ○子育て環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 4 |
| | (内閣府、文部科学省、厚生労働省) | |

VI 持続可能な市政運営に向けた支援

- | | | |
|---|---------------------------------|-----|
| 1 | 公共施設の持続的な提供・・・・・・・・ | 2 6 |
| | (総務省、文部科学省、国土交通省) | |
| 2 | ○実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進・・・・・・・・ | 2 8 |
| | (内閣官房、内閣府、総務省、財務省) | |

I 新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等

(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

- 発症予防や重症化防止の観点から重要である新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、ワクチンや接種に必要な注射針・シリンジ等を国が確保し、それらを各自治体の状況に応じて供給することになっている。
- 国の供給する注射針における接種回数や複数ワクチンの供給計画など、各自治体の接種計画に影響を与える事項について未確定な情報の流布や方針変更が繰り返され、各自治体において接種計画の構築に支障が生じている。
- また、市民の命と安全・安心な生活を守るためには、感染拡大防止策の徹底と重症者等へ速やかに医療を提供できる体制の整備が不可欠である。本市においては、病床使用率の高止まりなど、医療資源がひっ迫した状態が続いており、十分な医療提供体制を維持するためには、市町村や都道府県の枠にとどまらない広域的な移送体制や病院間の支援ネットワークの構築、医療従事者の確保等については、全国的な医療提供体制を整備する必要がある。
- 陽性患者の治療は、厳重な感染予防策等が必要であることから、医療従事者の負担が大きく、受入病院は、院内の他部門から看護師等の人的応援を受けて対応している。そのため、不急の手術の延期や他の診療機能の低下等、病院経営や地域医療に影響が生じている。
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって、病床確保の対応や診療報酬の引き上げ等の財政措置が講じられているが、手術件数の減少や受診控えによる受診料の減収補填に対して十分ではなく、さらなる財政措置が必要である。
- 医療用マスクやガウン、手袋等の医療用資器材は、感染拡大以降、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、必要な数量の確保に努めてきた。しかしながら、2021年4月から5月にかけては、本市がまん延防止等重点措置の重点区域に適用されたほか、本市患者からも変異株の確認される件数が増加傾向にあるなど、今後の感染動向が見通せない状況にある。そのような中で、依然として安定的な数量確保が困難な資器材もあるため、国による、医療用資器材の安定的な供給が必要である。
- 保育所、学校、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者福祉施設等の管理者や、救急隊、公共交通事業者等の重要インフラを担っている事業者や自治体等においては、これまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や国の補助金等

を活用し、さまざまな感染防止資器材の調達を行うなど、出来る限りの感染防止策を講じてきた。

- 今後も利用者、市民の安全・安心を守りながらサービス提供を維持していくためには、引き続き感染防止策を講じる必要があるが、その経費については多額に上ることから、各事業者や自治体の自主財源で負担することには限界がある。
- 院内感染を含む感染防止のため、今般の感染症の急速な拡大に伴う時限的・特例的な取扱いとして、オンライン診療及びオンライン服薬指導の保険診療の適用範囲等が大幅に拡大された。本市においては、オンライン診療の定着に向けた可能性を探るため、2020年度に引き続き実証実験を実施する予定である。
- 時限的・特例的な取扱いは、当面継続する方針が示されているが、その取扱いを終了する場合には、新型コロナウイルスの感染状況はもとより、院内感染に対する市民の不安や、同取扱いに基づくオンライン診療等の利用状況を十分に踏まえた上で、市民及び医療機関等の混乱を招かないよう、特段の配慮が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. ワクチンの具体的な供給計画等、自治体が接種計画を構築する上で必要となる条件を迅速かつ具体的に提示するとともに、ワクチンの安定的な供給体制を確立すること
2. 市町村や都道府県の枠にとどまらない広域的な医療提供体制の整備を図ること
3. 陽性患者の受入病院に対し、対応に必要な経費や受入れにより生じる大幅な減収について、財政措置を講じること
4. 医療用資器材の安定的な供給体制を構築・維持し、医療機関に対して、必要な量を配布すること
5. 保育所、学校、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者福祉施設、救急隊、公共交通事業者、自治体等において、必要な感染防止対策のために要した経費に対して引き続き財政措置を講じること
6. オンライン診療等に係る時限的・特例的な取扱いを終了する場合には、新型コロナウイルスの感染状況はもとより、院内感染に対する市民の不安や、同取扱いに基づくオンライン診療等の利用状況を十分に踏まえた上で、市民及び医療機関等の混乱を招かないよう、特段の配慮をすること

2 雇用の維持と事業の継続

(内閣府、経済産業省、国土交通省)

- 本市が 2021 年 4 月～5 月に市内事業所を対象として実施したアンケート調査によると、まん延防止等重点措置適用前に比べ状況が悪化したと回答した事業所が 5 割を超えている。
- 事業継続にあたり資金繰りが困難となった中小企業等への支援策として、政府系金融機関における無利子無担保融資、保証制度等の金融支援や持続化給付金の創設、雇用調整助成金、生産性革命推進事業における特例措置など、多くの支援策が講じられている。
- しかしながら、事業者向け相談窓口には資金繰りや補助金・助成金申請に係る相談が依然として多く寄せられており、感染症の影響が 1 年以上にも及ぶ長期間にわたっていることから、中小企業等においては、依然として資金繰りが苦しい状況が続いている。
- 感染リスクが高いとされている飲食の場を避ける観点から飲食店への営業時間の短縮を要請したが、その実効性を高めるための協力金事業に係る自治体の財政負担等は非常に大きい。また、営業時間の短縮要請の影響は飲食店のみならず、関連事業者を含む幅広い業種に広がっていることから、それらの事業者も対象とした支援が必要である。
- 感染症に関連した事業者支援は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、本市の中小企業活性化基金から、約 27 億 6 千万円を充当して実施してきた。2019 年度末時点では約 28 億 9 千万円あった基金残高は、2021 年 5 月の補正予算編成時では約 1 千万円の見通しとなっており、独自財源での事業者支援の追加実施は困難な状況にある。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本市独自の宿泊促進キャンペーンを実施するなど、市内宿泊施設の利用促進を図り、観光関連産業の支援を行ってきた。また、2021 年 4 月からは、東北デスティネーションキャンペーンが実施されているものの、全国的に感染症が拡大していることなどから、本市においては十分なキャンペーンを実施することが難しい状況が続いている。
- 加えて、感染拡大により宮城県にまん延防止等重点措置が適用されるなど、旅行者の大幅な減少が続いており、観光関連産業は依然として厳しい状況に置かれている。
- 感染拡大の影響を受け、民間事業者を含む路線バスや地下鉄等の利用者は著しく減少している。2020 年度の市営バス・地下鉄の乗車人員は、2018 年度に比べ約 3

割減となっており、乗車料も同等の減収となっている。また、市内の民間のバス事業者においても同様の傾向が想定されている。

- 経営悪化の状況によっては、運行路線の見直し等を行わざるを得ない可能性もあるが、市営バスにおいては、これまでも経営改善策の一環として、運行路線の見直しや減便等を行ってきたところであり、これらの更なる見直しは、市民生活に大きな影響を与えかねない。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 国が行う企業の資金繰りを始めとする各種支援策について、より一層の拡充及び延長を行うこと
2. 営業時間短縮の要請に協力した飲食店への協力金について、自治体への更なる財政支援を行うこと。また、関連事業者も対象とした支援金の更なる充実を図ること
3. 観光関連産業を支援するために必要な追加施策を自治体を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金増額等の財政措置を講じること
4. 民間事業者を含む交通事業者に対し、減収対策を講じること

3 地域の実情に応じた財政支援と権限移譲

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省)

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算定にあたっては、指定都市における住民一人あたりの交付限度額が他市町村に比べ著しく低い状況である。
- 2020年度においては、同交付金が本市に約118億円配分されたところであるが、2020年3月から2021年6月に開催した市議会定例会までの感染症対策事業に係る予算のうち、基金繰入金や一般財源などの本市負担分は約129億円であることから、本市への配分額は十分なものとなっていない。
- 本市の財政余力に限られる中、特に、まん延防止等重点措置が適用されたことにより、感染症対策に多額の経費が必要となっており、必要な施策を迅速かつ柔軟に実施していく上での財源の確保が課題となっている。
- 本年4月に創設された同交付金の事業者支援分も含め、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対し、より重点的に配分することが必要である。
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、感染症への対応として緊急に必要な感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的として都道府県を対象に交付されるものである。指定都市においても感染拡大防止や医療提供体制の整備等を実施しているが、指定都市が交付金を受け取るためには都道府県を経由する必要がある。
- 指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況を踏まえ、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、増額を図るとともに、指定都市を直接交付の対象とすることが望ましい。交付金が本市へ直接交付されることによって、本市主体で迅速かつ的確な事業実施が可能となるとともに、県の負担軽減にもつながるものである。また、軽症者等の移送費は対象事業である一方で、疑い患者を検査場所へ移送するための費用は対象とならないなど、感染拡大防止事業であっても対象外のものがあることから、対象事業の拡充を図る必要がある。
- 減収補填債については、2020年度に対象税目の拡大及び公的資金の配分が講じられたところであるが、これは地方税等の大幅な減収が見込まれた2020年度限りの措置とされている。しかしながら、2021年度以降においても今後の経済状況によっては更なる減収が生じる可能性があることから、引き続き同様の措置を講じる必要がある。
- 徴収猶予特例の利用者は2021年度に猶予税額を納付する必要があるが、当該年度に新たに課税される分も含めて納付する必要があることや、感染症の影響が長期

化し、厳しい経済状況が続いていることから、猶予期限後も納付が困難である者が一定程度存在することが想定される。

- 猶予特例債は 2021 年度中に納付される猶予税額を償還の財源とするものであるが、納付が進まず償還財源が不足することも考えられるため、納付状況に応じた償還期限の延長や借り換え等の措置を講じる必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症や今後の新たな感染症への備えを万全にするため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）における国と地方の役割分担や事務権限について、指定都市などの意見も踏まえ、引き続き検証を行い明確にする必要がある。特に、保健所や衛生研究所を設置する指定都市の役割は重要となるが、感染症法には設けられている指定都市の権限に関する特例が特措法には設けられていないことから、指定都市の市長の事務・権限は極めて限定的となっている。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 地域の実情に応じて必要となる施策を機動的に実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を行った上で、財政力に関わらず必要かつ十分な財政支援を迅速に講じること。また、当該交付金の算定上、まん延防止等重点措置が適用される市町村における財政需要の増加についても反映することにより、重点措置を踏まえた集中的な感染症対策に必要な財政支援を行うこと
2. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況を踏まえ、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象とするとともに、さらなる増額や対象事業の拡充を図ること
3. 2020 年度に行われた減収補填債の対象税目拡大及び公的資金の配分について、今後の経済状況を踏まえ、2021 年度以降も継続すること。また、猶予特例債については、実際の納付状況に応じて償還期限の延長や借り換えを可能とする措置を講じるなど、弾力的な運用を行うこと
4. 感染症法及び特措法における国と地方の役割分担や事務権限について、引き続き検証を行い明確にすること。併せて、特措法に基づく道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に移譲できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること

Ⅱ アフターコロナを見据えた経済成長に向けた支援

1 仙台・東北の持続的な経済成長

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大においては、首都圏での感染者数が突出するなど、東京一極集中の脆弱性が露呈された。今後も続く感染症との闘いにおいて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも掲げられた地方創生に向けた東京一極集中の是正も有効な手段であり、東北の中核都市である本市がリーダーシップを発揮し、東京に集中する「ひと」や「しごと」を呼び込んでいく必要がある。
- 東北大学各キャンパスにおいては、未来社会の先行実現を目指すスーパーシティ構想が進んでいるほか、同青葉山新キャンパスにおいては、次世代放射光施設の建設が進められており、最先端サービスの提供や企業の進出・集積、雇用創出が見込まれ、東日本大震災からの創造的産業復興と持続的発展にも大きく貢献するものと期待されている。
- 一方、本市都心部においては、築 30 年以上経過した建築物が 6 割を超えているものの、建築費の高騰等により建替えが進まず、建築物の老朽化が進行している。本市では、2019 年度より老朽建築物の建替えや高機能オフィスの整備等、民間投資を促すための「せんだい都心再構築プロジェクト」を進めているほか、2020 年 9 月には都市再生緊急整備地域の拡大及び特定都市再生緊急整備地域の指定を受け、都心の機能強化に向けた取組を進めている。
- 都市再生緊急整備地域内で実施される民間開発事業のうち、金融支援及び税制支援を受けられる「民間都市再生事業」については、申請できる事業区域の規模要件が原則 1 h a 以上であることが都市再生特別措置法施行令に定められている。しかし、本市を始めとする地方都市における民間開発は、狭小な敷地を多数共同化する事業が大半であり、事業区域の規模要件である 1 h a を満たすことが難しい。加えて、感染症の影響により多くの事業者の減収が見込まれている中では、投資意欲の十分な喚起につながらない恐れがあるため、事業区域の規模要件緩和による税制支援によって、地方の都市再生を強く後押しする必要がある。
- 本市を含む全国 82 都市が中核中核都市として選定されている中、地方創生のメニューの一つである地方拠点強化税制においては、これまでも対象地域の追加や雇用促進の税額控除拡充等、制度の緩和が行われてきているものの、既存建物等の賃借がオフィス減税の対象ではないことや新たな雇用要件等が障壁となって、本市に限らず指定都市における認定実績が、依然として少ない状況にある。感染症拡大や

大規模自然災害の発生等のリスク分散からも東京一極集中の是正を行うことは有効であり、メリットの拡充等が求められる。

- 仙台駅から周辺にまたがる中心部アーケード街は、東北最大の店舗集積により、休日には市外・近県から幅広い年齢層の買物客が集まってくるなど、長年にわたり「商都仙台」の顔として地元経済の一翼を担っているところである。
- 近年、大型店の郊外出店により商店街を取り巻く環境が厳しくなっている上、感染症に伴う飲食店の営業時間短縮の要請、外出やイベント開催の自粛等の影響により、さらに厳しい状況に陥っている。老朽化しているアーケード等の改修などが困難になることが見込まれており、改修などが進まない場合、商店街のにぎわい低下にもつながりかねず、本市経済に更なる大きな影響を及ぼすことが危惧される。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 次世代放射光施設の着実な整備を図ること
2. 未来社会の先行実現に向けた実証・実装が可能となるよう、国家戦略特別区域法に基づくスーパーシティへの指定など、必要な規制緩和措置を講じること
3. 民間都市再生事業について、地方都市における事業規模を勘案した事業区域の規模要件を設定すること
4. 地方拠点強化税制について、企業が本社機能移転等を行うにあたり有効な動機づけとなるよう、現行制度のメリットの拡充や要件の緩和等を行い、活用しやすいものとする
5. 中心部商店街アーケード等の老朽化に伴う建て替え・改修に対する財政措置を講じること

2 社会情勢の変化を踏まえた交流人口拡大

(内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省)

- 本市では、東日本大震災からの復興に向け、東北観光復興対策交付金などの国の支援を活用し、受入環境の整備や東北一体となった共同プロモーションなどの取組を実施してきたが、同交付金は 2020 年度で終了した。東北の観光復興は未だ道半ばであり、東北の魅力の発信に加え、未だに残る風評被害の払拭が欠かせない。
- 東北地方における外国人宿泊者数は、東日本大震災による落ち込みから回復の兆しを見せ、国が 2020 年に達成目標として掲げていた東北 6 県の外国人延べ宿泊者数 150 万人泊を 2019 年に達成した。しかしながら、全国的なインバウンド急増の流れからは依然として大きく立ち遅れている。
- 東北の交流人口の早期回復及び拡大につなげるためには、東北全体の外国人旅行者の受入環境整備を図るとともに、仙台空港から東北各地への二次交通の整備など、東北のゲートウェイ機能の強化が必要である。
- 仙台空港は、これまで利用者数が順調に増加していたが、感染症の影響により、発着便数及び利用者数が大幅に減少している。訪日誘客支援空港として国際線の新規就航・増便に対する着陸料補助制度を活用し、旅客数増加に向けて取組んできたが、本制度は 2020 年度で終了した。また、感染症の拡大に伴い、日本入国時の水際対策として各空港における検疫体制の強化が急務となっている。
- 東北のゲートウェイ空港として、感染症収束後に発着便数及び利用者数の早期回復を図るためには、着陸料補助制度の継続及び入国時の検疫体制強化について、国の強力な支援が必要である。
- また、感染症収束後に、国際会議等が仙台・東北で継続的に開催されることが、観光復興の後押しとして非常に有効である。
- 物流の重要性や国土強靱化の必要性、ICT 技術の進展といった新たな社会・経済の要請に応じていくため、広域的な道路交通に関する新たな計画の策定が全国的に進められており、本市においても宮城県と共同で「宮城県新広域道路交通ビジョン」及び「宮城県新広域道路交通計画」を 2021 年 6 月に策定した。
- 今後、この計画に基づき広域的な連携・交流・物流を支える都市計画道路等の幹線道路ネットワークの更なる強化を進めることが必要であり、幹線道路の整備を着実に進めるための補助金や社会資本整備総合交付金などによる確実かつ重点的な財源措置が必要となっている。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 東北への海外からの旅行者増に向けた広域連携によるインバウンド施策について財政措置を講じること
2. 東北のゲートウェイとなる仙台空港の一層の機能強化に向けて、強力な支援策を講じること
3. 国際会議等の仙台・東北での開催について、特段の配慮を行うこと
4. 広域的な連携・交流・物流を支える幹線道路整備に対し、確実な財源措置を講じること

Ⅲ デジタル社会の実現に向けた支援

1 まちのデジタル化に向けた支援

(内閣府、総務省、文部科学省)

- 本市では、2020年12月に国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」をもとに、本市の特性や実情を踏まえて2021年6月に「仙台市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定した。
- また、本市ではこれまでも行政事務の効率化に取り組むとともに、先端技術の活用による市民の質の高い暮らしの実現に向け、ICT関連企業や学術研究機関と連携し、健康福祉、それから医療、防災・減災など、幅広い分野の地域産業の高度化を目指すクロスセクター・イノベーションなどに取り組んできたところである。
- 本市では2021年度予算において、デジタル化推進に係る主要な新規・拡充事業に関して約1億6千万円の予算を計上しているところであるが、今後、デジタル化を着実に推進していくためには、各自治体におけるデジタル化の進展の状況に応じて活用できる交付金の拡充等、より一層の財政支援が必要である。
- また、1人1台端末を効果的に活用した教育の推進に向けては、デジタル教科書や各種授業支援ソフトウェアの導入、著作物の使用に伴う授業目的公衆送信補償金の負担、教員のICTを活用した指導力の向上を図るためのICT支援員の配置といった自治体負担が生じる。
- 国が方向性を示しているオンライン学習は、児童生徒の継続的な学びの機会の確保のために有効な手段の一つとなり得るものの、公平な教育機会を担保するためには、各家庭のICT通信環境に差があることが大きな課題となっている。ICT通信環境が整っていない家庭へ通信端末の貸与による支援を行うにあたり、端末の更新や通信費など、自治体財政に与える影響は大きく、国において、GIGAスクール構想により導入された端末の更新時期も見据えた持続可能な制度設計が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 地域の実情に応じ、地域社会全体のデジタル化を推進する施策を柔軟に実施できるよう、国による財政措置を講じること
2. ICT教育の推進に要する経費に関する十分な財政措置を行うとともに、端末の更新時期も見据えた持続可能な制度を構築すること

2 行政のデジタル化に向けた支援

(内閣官房、総務省)

- 公的な電子証明書を搭載し、オンラインでの本人確認を可能とするマイナンバーカードは来るべきデジタル社会においてその重要な基盤となるものであり、市民の暮らしの利便性向上や、行政の様々な業務の一層の効率化に大きな貢献を果たすものである。
- 国においては、2022年度末までにほぼ全ての住民に対しカードの交付を行うための様々な取組を進めており、本市においても、交付に係る事務量の急速な増加が懸念されているため、区役所等の交付窓口の増強や会計年度任用職員等の増員など、継続的に交付体制の強化に取り組んでいる。
- 本市におけるマイナンバーカードの交付率は2020年度末現在で約30%にとどまっており、国の掲げる目標の実現のためには、さらなる普及促進支援と、申請・交付等に係る市民・自治体の負担軽減が図られる必要がある。
- 自治体においては、新型コロナウイルス感染症への対応及び業務生産性向上の観点から、AI・RPAの利用推進や、品質及びサービスレベルの高いアプリケーションの導入を進めることが急務となっている。
- 国においてはAI・RPAの導入に係る所要の財政措置（特別交付税）を講じているところであるが、本市においても、LGWAN上で利用できるクラウド版のAI議事録サービスの導入やRPAの導入を進めている。RPAに関しては、現在8業務で運用を行っているところであるが、今後、さらなるAI・RPAの利用推進や、新たなアプリケーションの導入にあたっては、その導入・利用に係る費用負担が大きな課題となる。
- 2020年12月に国が策定した「デジタル・ガバメント実行計画」では、住民記録、地方税、福祉など、地方自治体の主要な17業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成し、2025年度末を目標に地方自治体は標準仕様に準拠したシステムに移行すること、また、その際には国が整備した「ガバメントクラウド」を利用することが定められた。
- これらの取組にあたっては、国が財政面を含め主導的な支援を行うことが示されているが、本市のような大規模自治体においては、標準仕様に合わせた業務の大幅な見直し等が必要となるため、検討期間を十分に確保する必要がある。また、現行の情報システムに係る運用保守等の契約を途中で解約する場合には違約金も発生するため、この関連費用についても、国による財政措置が必要である。
- さらに本市では、以前から本市情報システムセンターへの庁内のシステムの集

約・クラウド化を検討し、2019年度に「クラウド導入基本構想」を策定したところである。ガバメントクラウドの内容によっては、本市が予定しているクラウド化の在り方にも大幅な見直しが必要となる。

○ ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. マイナンバーカードについて一層の普及促進の支援を行うとともに、交付に係る手続きの簡素化や更新手続きのオンライン化など、市民・自治体の負担軽減を行うこと
2. 自治体の業務におけるA I・R P Aの利用促進や、業務活用するアプリケーション・クラウドサービスの充実のための更なる財政措置を含む積極的な支援を行うこと
3. ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムについて、速やかに仕様を確定し、情報提供を行うこと。また、情報システムの標準化・共通化にあたっては、現状のシステムの解約に係る経費も含む十分な財政支援を行うとともに、目標時期について柔軟な対応を行うこと

IV 防災環境都市づくりに向けた支援

1 防災文化の発信と継承

(内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省)

- 東日本大震災を経験した本市においては、2015年3月に「第3回国連防災世界会議」が開催されたほか、2017年から隔年で、スイス・ダボスのGRFダボスと連携した防災に関する国際会議「世界防災フォーラム」を、東北大学を始めとする地元関係団体と共に開催するなど、震災の教訓を世界に発信する防災環境都市づくりを進めている。
- 2016年2月に「せんだい3.11メモリアル交流館」、2017年4月に「震災遺構仙台市立荒浜小学校」、2019年8月には「震災遺構仙台市荒浜地区住宅基礎」を開設するとともに、2016年より毎年開催している「仙台防災未来フォーラム」においては、仙台・東北の多様な主体による防災・減災に関する取組が積極的に発信されている。また、現在は、本市中心部において震災の経験や教訓を継承するメモリアル拠点の検討やアーカイブの展開、他市町の施設や団体と連携した取組などを進めている。
- 今後起こりうる大規模災害に備えるためにも、これまでの災害の記憶や教訓を風化させることなく、しっかりと後世につないでいくことが極めて重要である。こうした中、被災地の枠組みを超えた防災教育と災害伝承の実践の取組の重要性を全国的に広めていくことを目的として、防災を専門とする有識者などにより3月11日を「防災教育と災害伝承の日」とすることを求める呼びかけが展開されている。
- 現在の国際的な防災指針である「仙台防災枠組2015-2030」の実現に向けては、地域の多様な主体による持続的な取組に対する支援に加え、防災分野における国際的な知見の集積・発信の拠点であり続けることが重要であり、専門家や研究者が集い、活動する環境が必要である。
- 震災後、東北大学においては、災害科学国際研究所が設置され、防災・減災の実践的な研究と地域への還元、国内外への発信が行われている。さらに、同所災害統計グローバルセンターにおける災害統計の整備や仙台防災枠組のモニタリング・評価などにより、我が国の大規模災害への対応力向上や、世界の防災文化への貢献も期待されている。こうした災害科学の国際的な研究拠点機能の強化は、各国における仙台防災枠組の推進や、国際的な災害リスク削減において極めて重要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 防災分野の国際会議や国際的なプロジェクト等の本市での継続的な開催・展開について引き続き配慮するとともに、震災の経験や教訓を継承・発信する事業に関する財政措置や、3月11日を「防災教育と災害伝承の日」とし、防災教育と災害伝承の活動の重要性を全国的に広めるなど、防災文化を発信していく取組に対する積極的な支援を行うこと
2. 東北大学災害科学国際研究所及び災害統計グローバルセンターの機能充実を図り、災害科学の国際的な研究拠点機能を強化すること

2 災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援

(内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、国土交通省)

- 本市では、この10年の間に、広範囲にわたって甚大な被害をもたらした2011年の東日本大震災を始め、2015年の関東・東北豪雨、2019年の令和元年東日本台風を経験した。津波や大雨による人的・物的被害のほか、法面崩壊や河川増水などによるインフラの損壊により、大きな社会的損失を受けてきた。
- 国においては、激甚化・頻発化している気象災害や発生が予想されている巨大地震に備えるために、2018～2020年度に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を講じ、さまざまな取組を進めてきたところである。このたび、取組の更なる加速化・深化を図ることを目的とし、2021年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に重点的・集中的に取り組むこととされた。
- 本市においても、国が示している国土強靱化理念のもと、住民の安全・安心を守るために、道路や下水道・河川施設、都市公園等の様々な重要インフラの機能強化や維持に引き続き取り組むこととしており、これらの対策の推進に向けては、確実な財源措置が必要である。
- そのような中、本市においては、東日本大震災後の10年間は、復旧・復興事業に注力し、十分な浸水対策事業を実施することが困難であったため、令和元年東日本台風では床上浸水など大きな被害が生じたことから、市民の安全・安心を守るための浸水被害の解消に向けた浸水対策事業を加速的に実施する必要がある。
- 2020年度に策定した「仙台市基本計画」や「仙台市下水道事業中期経営計画」(計画期間:2021～2025年度)にも主要事業として位置付け、今後重点的に取組を進めていくこととしているが、計画に位置付けた浸水対策事業の確実な推進に向けて、独自財源では限界があるため、これまでより強力な国の支援が必要である。
- 令和元年東日本台風を含む自然災害においては、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発している。二次被害防止等のためには、所有者自らが迅速な応急対策を行う必要があるが、多額の費用を要すること等が障害となり、個々の宅地に対する支援策がない現状においては、迅速な対応にはつながっていない状況である。また、老朽化した擁壁に対して事前の対策工事を行うことは、より一層の防災・減災対策に繋がるものである。
- 罹災証明の認定基準は、数次の改定を経て、津波や地震等の災害による完全な流出や倒壊等の、一見してその程度を判断できるような被害について、外観調査等により簡易に判定ができる手法を示す一方、それ以外の内部調査を要する被害については、なお詳細な計測等を求めているため、多大な時間と人員を要し、迅速な調査

が困難となっている。

- これまでも、建物被害認定方法の簡素化・合理化を要望してきたところであるが、2020年3月及び2021年3月には、災害に係る住家の被害認定基準運用指針が改正され、被害区分がさらに細分化され、現在は6つの被害区分となっている。
- 多くの被災者支援制度においては、罹災証明の認定結果に基づき支援区分が設定されているところであるが、支援の必要性は必ずしも建物被害に対応するものとは限らず、その結果、各被災者における被害実態と支援内容とのミスマッチが顕在化するとともに、罹災証明発行の申請件数の増加を招き、真に支援を必要とする被災者の救済が遅れる結果に繋がっている。
- 民間の賃貸住宅を応急仮設住宅として供与する、いわゆる「みなし仮設」については、災害救助の運用上、現物給付により行うこととされているため、入居手続きが煩雑なものとなっている。みなし仮設は、大震災において本市の応急仮設住宅の大半を占めるなど、今後の都市災害における標準的な対応になるものと考えられることから、現物給付の原則を見直し、家賃分の現金給付等による迅速な救助を可能にすることは、今後の災害に向けた我が国の備えとして重要である。
- 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。
- 法令の免除事由により自治体が借受人に対して償還を免除した場合には、国も自治体に対して償還を免除することとされているが、法定相続人がいる場合の免除の適用や障害により償還することができなくなったと認められる場合、無資力等の具体的な基準が示されておらず、運用が難しい状況にある。
- また、債権の管理・回収にあたっては、長期間にわたり多大な人的・物的コストが生じることになるが、その経費は貸付利息の収入で賄うことになっている。しかしながら、東日本大震災においては特例により貸付利率が軽減又は免除されており、また、償還免除時には免除額の1/3の財政負担が自治体に生じる状況にある。
- 東日本大震災から10年が経過したが、被災者の心のケアについては、今後もなお継続した取組が必要である。例えば、災害公営住宅等における被災者の孤立防止のための見守り、被災児童生徒の心のケアのためのスクールカウンセラー等の派遣など、被災者の生活再建に向けては、息の長い支援が必要である。
- これらの心の復興に向けた取組については、国の被災者支援総合交付金等を活用し、取組んでいるが、同交付金については、2022年度以降の予定が示されていない。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 国土強靱化対策に資するために必要な財源を確実に措置すること
2. 浸水対策事業の着実な実施のため、更なる財政支援を行うこと
3. 自然災害により被害を受けた個々の宅地について、二次被害の防止等のために所有者自らが行う応急対策及び早期復旧のための支援制度を構築すること。併せて、自然災害に備えて、老朽化した擁壁に対する防災・減災を目的とした事前対策工事のための支援制度を構築すること
4. 罹災証明について、被害の実態の適切な把握はもとより、迅速な証明書交付につながるよう、認定基準を簡素化・合理化すること。また、発行の迅速化を図るため、各種支援制度への罹災証明の活用について整理すること
5. みなし仮設について、迅速な救助が行えるよう、現物給付の原則を見直し、金銭給付を導入するなど、事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うこと
6. 償還期限を迎えても、なお未回収となる災害援護資金の償還については、自治体の国に対する償還期間を延長すること。また、自治体が災害弔慰金の支給等に関する法律第十四条の規定に基づき、死亡や障害等の事由により、借受人の償還を免除した場合には、国も自治体の判断を尊重し、速やかに自治体の償還を免除すること。併せて、債権回収に向けた取組に係る経費及び償還免除による自治体負担分に対して補助金・地方交付税等の財政措置をすること
7. 震災からの心の復興に必要な事業について、今後も財源を確実に措置すること

3 杜の都の豊かな環境の保全

(経済産業省、環境省)

- 本市では、2021年3月に策定した「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」において、分野別の施策の第一の柱として「脱炭素都市づくり」を掲げ、2050年に温室効果ガス排出を実質ゼロとすることを目指し、市民・事業者等と協働して地球温暖化対策に率先して取り組むこととしている。
- 市域の温室効果ガス排出量の約6割は事業活動によるものであり、その排出削減を進めるための仕組みとして、2020年度より事業者の計画的な削減を促す「温室効果ガス削減アクションプログラム」を導入し、同プログラムにおいては、温室効果ガスを一定以上排出する事業者（特定事業者）を対象に、排出量の削減を義務付けている。
- 一方、事業者からの排出量の約6割を中小規模事業者が占めていることから、特定事業者と同様に排出削減の取組を進めることが重要であるが、既存の国の補助メニューにおける要件が厳しいことや費用が障壁となり、省エネ設備や低燃費車両への更新等、排出削減に向けた動きが進まない状況にある。
- 環境負荷低減に向けた資源循環の取組として、本市は2002年度から、プラスチック製容器包装の分別収集及びその必要性等の周知に取り組んできたが、依然としてリサイクル量が焼却量を下回る状況となっている。
- その要因の一つとして、容器包装以外のプラスチックを除外しリサイクルを行う現行制度の分かりにくさが挙げられていたが、2021年6月に成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、プラスチック製容器包装と、現行リサイクルの対象となっていない製品プラスチックを一括回収・リサイクルする制度が盛り込まれた。
- しかしながら、製品プラスチック分のリサイクルコストについては市町村が負担することとされており、プラスチックのさらなるリサイクルを推進することで、市町村の費用負担が増大する恐れがある。
- 本市では2014年度より使用済小型電子機器等のリサイクルに取組み、順次回収拠点の拡大等を進めてきたが、近年、それに含まれる廃プラスチックの処理費が高騰している影響を受けて有価売却が困難となるなど、リサイクルに要する負担が増加している状況にある。
- 今後、使用済小型電子機器等の適正処理を図り、一層の資源循環を進めていくためには、自治体への財政措置や製造者・販売者の責任による処理・再資源化を行う仕組みづくり等が必要である。

○ ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 中小規模事業者の温室効果ガス排出量削減を効果的に進めるために必要な制度を構築すること
2. 製品プラスチックの一括回収・リサイクルに取り組むにあたり、自治体の費用負担が生じないように、必要な措置を講じること
3. 使用済小型電子機器等の回収・資源化に係る費用について、自治体への財政措置や製造者・販売者が負担する制度の見直しなど、必要な対策を講ずること

V 教育・子育て環境の充実に向けた支援

1 教育環境の充実

(文部科学省)

- 子どもを取り巻く環境の変化とともに、様々な教育課題が複雑化・多様化している。特に、家庭環境などに起因する教育格差、いじめや不登校、障害のある子どもへの対応などには、福祉部門の関係機関等との連携も図りながら、きめ細かく対応していくことが求められている。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、学校での感染防止の徹底による児童生徒の安全確保はもとより、今後、感染症や災害等による長期の臨時休業に伴う授業時数の確保に関する問題が生じた場合の学習機会の確保等の点で課題を呈した。
- 本市では、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に最優先に取り組むため、各中学校にいじめ防止を担う専任教諭を加配により配置するとともに、小学校に児童支援教諭を配置するなど、各学校の状況に合わせたきめ細かな対応や、関係機関との情報共有を緊密に行う体制を構築している。
- また、義務教育標準法が改正され、2021年度より小学校の学級上限人数が段階的に引き下げられることとなったが、同改正法案の附帯決議においては、きめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境の整備に向け、中学校 35 人学級など少人数学級推進の更なる検討を求めている。本市では、教職員が子どもたち一人一人としっかりと向き合い、きめ細かな対応を行うため、小学校第 3 学年、中学校全学年において 35 人以下学級を拡充するとともに、独自の教員加配を実施しているが、これらの経費については自治体の自主財源では限界があるのが実情である。少人数学級により、1 教室あたりの児童生徒数を減らすことは、今後も想定される感染症対策においても効果的である。
- また、障害の重度化・重複化・多様化や、発達障害を含めた障害のある子どもたちが年々増加しており、特別支援教育の更なる充実が必要であり、障害を有する子どもたちへのよりきめ細かな対応と、保護者支援や専門機関との連携を図っていくための特別支援教育コーディネーターの機能強化が不可欠である。しかしながら、小中学校の特別支援学級における学級編制標準は 1993 年以降変更がなく 1 学級あたり 8 人となっており、障害が重複化、多様化する現状に適う基準とは言いがたい状況にある。また、特別支援教育コーディネーターの多くが学級担任や教科担任との兼務となっており、機能強化を図るためには特別支援教育コーディネーターの専任化が喫緊の課題となっている。

- 本市の不登校児童生徒数は近年増加傾向であるが、不登校児童生徒への対応にあたっては個々の児童生徒の状況に応じ、きめ細かな対応を行うことが肝要であり、別室登校への支援や関係機関との調整など、不登校対策に係るコーディネーターの役割を担う教員が必要である。
- 本市では、不登校生徒や学級に入りづらさを抱く生徒に対して、在籍学級外での個別対応を行うため、2020年度より独自に専任教諭を配置して支援を行う、在籍学級外教室「ステーション」の取組を進めている。また、教育支援センターの相談員が学校を訪問し、別室等で個別支援を行う取組を拡充するなど、不登校対策の強化を図ってきたところである。しかしながら、これらの取組は、自治体の自主財源での対応には限界があり、全国的な問題でもある不登校対策にあたっては、国による財政支援が必要である。
- また、学級外での児童生徒の社会的自立に向けた取組として、本市では教育支援センターでの学習支援や小集団活動等に取組んでいるが、今後は、フリースクール等、民間の団体等が運営する学びの場を利用する児童生徒に対する経済的支援のあり方の検討も必要となる。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」において、「教育機会の確保等のために必要な経済的支援のあり方を検討し、必要な措置を講ずるもの」とされていることを踏まえ、国が実施した調査結果を踏まえた制度設計と事業実施に向けた財政措置が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. いじめ防止に向けた対応力の強化とともに、感染症予防の視点等も含めた少人数学級を推進するため、加配定数の改善等、教職員定数の更なる充実を図ること
2. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 19 号）附則第 2 項の規定に基づく中学校に係る学級編制の標準の改定を行うこと
3. 特別支援学級の定数措置において、学級編制標準である 1 学級の児童又は生徒の数の基準を緩和すること
4. 専任の特別支援教育コーディネーターや個別指導にあたる教職員の配置等、人的措置に係る諸施策を講じること
5. 不登校等の児童生徒支援に係る加配定数の更なる拡充やその対策を担うための教職員定数の充実を図ること。また、学習支援や個別相談などを担う支援員配置に係る財政措置を講じること
6. 民間の団体等学校以外の場での学習等を行う不登校児童生徒に対する経済的支援に向けた制度構築を進めるとともに、自治体に対して事業実施に十分な財政措置を講じること

2 子育て環境の充実

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保育所や放課後児童クラブ等においては、感染拡大防止策の徹底や支援を要する児童への配慮を行う必要が長期間にわたる等、職員の負担が非常に重くなっている。
- そのような中でも継続して、若い世代が安心して子育てができる環境づくりにおいては、保育所等の整備と並び保育士等の人材確保が急務である。このため、国の予算において、公定価格単価の引き上げや処遇改善加算の要件緩和等の一定の拡充が図られているところであるが、全職種と比較すると総じて給与はまだ低額であり、保育士等の更なる処遇改善が必要である。
- 放課後児童支援員についても、一定の処遇改善が図られているところであるが、全職種と比較すると総じて給与はまだ低額であり、更なる処遇改善が必要である。
- 2019年10月より制度化された幼児教育・保育の無償化にあたっては、各施設においては保護者からの認定申請の取りまとめや施設等利用費の請求など新たな事務が発生し、事務の煩雑化や事務量の増加につながっている。
- また、市内全ての認可保育所に対し、2019年度の副食費にかかる実績について調査を行ったところ、全体の約8割の園において、児童一人当たりにより要した副食に係る食材料費の月平均額が、副食費徴収免除加算額の4,500円を超えていた。副食費徴収免除対象者の副食にかかる費用と加算額との差額は園が負担しており、実態に即した加算額の設定が必要である。
- 子どもに係る医療費の助成は、各市町村がそれぞれ制度を設けて実施しているが、都道府県からの補助水準が異なり、財政状況等による地域間格差が生じている。医療費助成は社会保障制度の一環として国が責任をもって対応すべきものであり、指定都市市長会が要請している、国と自治体との共同での検討体制を構築し、地域間格差が生じることのないよう、国において統一的な子ども医療費助成制度の創設・実施を目指すことが必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 保育士等の処遇改善と定着につながるよう、保育所等運営に係る公定価格の単価や処遇改善等の加算率の更なる引き上げを行うこと
2. 放課後児童クラブの質の維持・向上のため、放課後児童支援員の処遇改善補助額を引き上げるなど、財政措置の更なる拡充を行うこと
3. 幼児教育・保育の無償化事務の円滑な実施のため、人件費や事務通信費等の財政支援を講じること。また、実態に即した副食費徴収免除加算額とすること
4. 子どもに係る医療費の助成について、国と自治体との共同での検討体制を構築し、地域間格差が生じることのないよう、国において統一的な制度の創設・実施を目指すこと

VI 持続可能な市政運営に向けた支援

1 公共施設の持続的な提供

(総務省、文部科学省、国土交通省)

- 高度経済成長期に大量に建設されたインフラ施設や公共建築物は、老朽化が進み、今後多くが更新時期を迎える。人口減少や少子高齢化など社会が転換点を迎え、財政制約も強まる中、将来にわたって市民に必要なサービスを持続的に提供し続けられるよう、保有する公共施設を効果的・効率的に活用していくことが求められる。
- 道路や橋梁などのインフラ施設については、老朽化が進み損傷事故等のリスクが増大している。本市は、計画的かつ予防的な保全により施設の長寿命化を図りながら、効率的な維持管理・更新を行っていくこととしているが、今後、厳しい財政環境下においてこれを確実に行的っていくためには、所要の財源の確保が大きな課題である。
- 学校などの公共建築物についても、児童生徒の教育環境改善のために、計画的な大規模改修や改築の実施、便器の洋式化などの時代にちじた機能改善を図っていく必要がある。これらの確実な実施に向けては、国による安定的な財政措置が不可欠である。
- スポーツ施設については、一部の改修事業を対象に補助及び地方債制度が拡充されたが、なお自治体の負担が大きく、今後、老朽化施設の長寿命化を図るとともに、スポーツ振興による新たな集客促進に資する機能向上策を推進していくためにも、財政措置の拡充が必要である。
- 増大する維持管理・更新コストを抑えながら、社会情勢や市民ニーズの変化にも対応していくためには、施設の質・量の適正化を推進していくことも必要となる。公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債事業については、2021年度までの期間延長が認められたが、施設の集約化等は、住民の理解を得ながら丁寧に進める必要があり、事業化には時間を要するとともに、今後各施設の更新時期も勘案しながら、継続的に取組んでいく必要がある。これらの取組は公共施設のみならず庁舎等の公用施設においても重要であるが、公用施設は地方債事業の対象に含まれていない。
- 下水道事業は汚水の排除による公衆衛生の確保、汚水の浄化による公共用水域の水質保全など、公共的役割が極めて大きな事業であるが、2017年度の財政制度等審議会において、下水道事業については受益者負担徹底の観点から、国による支援は未普及の解消及び雨水対策へ重点化するとの方針が提示された。下水道施設改築への国費支援がなくなった場合には、受益者負担では施設改築を進めることが困難と

なり、道路陥没や下水処理の機能停止など、市民生活に重大な影響が及ぶ恐れがある。

○ ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 道路等のインフラ施設、学校などの公共建築物の計画的な維持管理・更新に対し、
確実な財政措置を講じること
2. スポーツ施設の長寿命化や集客促進に資する改修等を対象とした支援制度を拡充
すること
3. 2021年度までとされている公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債
について、庁舎等の公用施設を対象に含めるとともに、恒久的な措置とすること
4. 下水道施設の改築に係る財政措置を継続すること

2 実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省)

- 地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。
- 大都市特有の財政需要のほか、新型コロナウイルス感染症による影響が長期間に及んでいることを踏まえつつ、地方の財政需要や経済の下振れによる地方税等の減収を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。
- 臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きく、本市においても2019年度末時点の臨時財政対策債残高が一般会計市債残高の3割を超える状況となるなど、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。
- 基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。
- しかしながら、現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの指定都市が直面する問題に十分に対応できる制度ではない。また、指定都市はその規模や歴史・文化を始め、国や道府県との関係性、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っている。
- そのため、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図る必要がある。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。加えて、新型コロナウイルス感染症による影響に伴い生じる財源不足に対しては、地方交付税を増額すること
2. 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること
3. 新たな大都市制度（特別自治市）の早期創設により、多様な大都市制度の実現を図ること